

令和2年4月30日

会 員 各 位

長崎市介護支援専門員連絡協議会
会 長 大 町 由 里
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援に係る対応について（第2報）

ご多忙の中、早々に現況届の提出が届いておりますこと、会員の皆様にはご報告と同時に感謝申し上げます。

さて、令和2年4月3日付で通知しておりました、標記の件につきましては、適応期間を令和2年4月末日までとしておりましたが、5月1日以降も同様の対応とする旨の確認を保険者より得ております。（確認日4月30日）

重ねて、ケアマネジメントの対応は、ご利用者ご家族様への説明と同意を得た上での対応をお願い致します。

新型コロナウイルス感染症に伴い利用者と面会できない場合 の対応

1 対応

- (1) 既存の利用者のサービス担当者会議について、命に関わる等緊急を要する訪問以外にあたっては、電話や文書照会（郵送、FAX等）により行うことができることとする。また、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合、開催は省略することができることとする。
- (2) 既存の利用者のモニタリング訪問等について、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面会すべきであるが、電話等で利用者の状態に大きな変化がないことを確認できれば、利用者の居宅を訪問しなくても可とする。施設等の面会制限による利用者の都合等のため、居宅を訪問できない場合も可とする。（減算がないことを確認。）
- (3) 電話や文書照会等により行った場合は、支援経過記録にその記録を残すとともに、当該照会に用いた文書の写し及び支援経過記録に受領した回答文書は保管しておくこと。）
- (4) 書面での署名・捺印が必要なものについては、郵送等の手段で対応すること。

2 適用期間 令和2年5月より ※ 終期は別途通知します。

3 留意事項

- (1) 新規の利用者については、契約締結に当たって、重要事項の説明等が必要になるため、可能な限り、本人の居所を訪問して面接を行わなければならないこととするが、やむを得ず本人と面接できない場合は、上記「1 対応」に準じて柔軟に対応すること。

❖長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております

❖ご意見等がございましたら、当協議会のホームページのフォームに送信下さい。

❖

TEL095-829-1161